

令和 6 (2024) 年度

附属中学校の生活のきまり



東京都立両国高等学校附属中学校

以下のきまりは、両国高等学校附属中学校の生徒として「自律自修」の精神に基づいて学校生活を送るために定めるものです。生徒のみなさんは、その本分である学業に打ち込み、高い規範意識や礼節を重んじる精神を育むとともに、明るく楽しい集団生活を創造するように努力してください。

<始業・登下校>

- 始業は8時25分とする。8時20分の予鈴までに登校し着席する。ただし、朝学習等実施の場合は、各学年等で決められた時刻までに着席すること。
- 通学は、公共の交通機関の利用及び徒歩によるものとする。自転車は使用しない(自宅から最寄り駅の間も含む)。
- 欠席・遅刻の連絡は、保護者が、8時20分までに「Classi 東京都版」へ連絡をする。やむを得ず電話する場合は、8時00分～8時15分の間に電話(03-3631-1878)する。
※あらかじめわかっている場合についても、「Classi 東京都版」を利用する。
- 5～10分程度の交通機関の遅延は、原則として遅刻の免除にはならない。余裕をもって家を出ること。
- 遅刻した場合は、必ず職員室に寄り、中学校の先生または副校长先生に遅刻した旨を伝えてから教室に行く。
→月に3回以上遅刻をすると、指導の対象になります。
- 原則として、毎月1回朝礼を行う。朝礼は中学校の全校集会という位置づけを自覚し、厳粛な態度で臨むものとする。
- 登校後は下校時刻まで無断で外出しない。
- 終学活・清掃終了後、委員会や部活動など諸活動のない生徒は、速やかに下校する。放課後に諸活動がある場合でも、最終下校時刻(17時00分)を守ること。なお、部活動残留許可願いが出ている場合は、18時00分完全下校とする。
- 登下校中に、買い物や買い食いをしたり、寄り道(立ち話を含む)したりすることを禁止する。また、塾や習い事についても一度帰宅してから行くことを原則とする。なお、このきまりは校外活動(校外学習や部活動における大会なども含む)においても適用される。

<服装>

- 全学校教育活動(登下校時も含む)において、指定の制服を正しく着用する。校外における学校行事や部活動の際も、特に学校からの指示がない限り、制服を着用する。
- 冬服(正装)(10月～5月) ※移行期間を設ける。
(男子) 指定の学生服上下、学生服の下は白無地のワイシャツとする。校章は学生服の左詰襟に付ける。開襟シャツは禁止する。
(女子) 指定のブレザー、スカート・スラックス、ブレザーの下は白無地のブラウスまたはワイシャツとし、指定のリボンを付ける。ただし、スラックス着用時は指定のリボンまたはネクタイを付ける。校章はブレザーの左襟に付ける。丸襟のブラウスは禁止する。体調を考えて黒のストッキングを着用してもよい。
※冬服時は、指定の学生服・ブレザーを必ず持参すること。
※儀式的行事等においては、指定の学生服・ブレザーを必ず着用する(ホック・ボタンをしっかりと閉めること)。
- *防寒着・防寒具
□コート：紺・黒・グレー・茶のスクールコート、ピーコート、ダッフルコートを着用してもよい。
□セーター：制服(学生服・ブレザー)の下に、紺・黒・白・グレー・茶のスクールセーター(無地)を着用してもよい。女子はブレザーの下に、指定のベスト(白・グレー)を着用してもよい。
※だらしない着こなしはしない。
□膝掛け：事前に担任に許可を取った上で、授業中に使用してもよい。
※キャラクター物や派手な柄物は禁止する。
□手袋・マフラー：キャラクター物や派手な柄物は禁止する。
- 夏服(6月～9月) ※移行期間を設ける。 ※この期間、体温調節として指定ジャージを着用してもよい。

- (男子) 指定の夏用ズボン、白無地のワイシャツ（半袖・長袖）。開襟シャツは禁止する。
(女子) 指定の夏用スカート・スラックス、白無地のブラウスまたはワイシャツ（半袖・長袖）に、指定のリボンを付ける。ただし、スラックス着用時は指定のリボンまたはネクタイを付ける。指定のベスト（白・グレー）を着用してもよい。

●その他（年間を通じて）

- セーターのみの登下校は禁止する。
□男子はベルトを着用する。色は黒など地味な色とし、華美にならないようにする。
□女子のスカート丈は、膝頭より短くならないようにする。
□靴下は、白・紺・黒・グレーの無地のものとする。
※ワンポイントは可とする。ルーズソックス・スニーカー（アンクル）ソックスは不可とする。
□上履き・体育館履きは指定のものを使用し、所定の位置（つま先・かかと・ベロの裏側）に必ず記名する。
※かかとをつぶしたり、靴ひもを外したりしない。
□通学靴は運動靴または黒か茶色の革靴とする。飾りのあるもの、かかとの高いものは禁止する。運動靴については特に色は定めないが、通学にふさわしいものとし、華美にならないようにする。

<カバン・体育着・持ち物>

- 通学カバンは指定の物を使用する。
※目印にキーホルダー等を1つだけ付けてよい。荷物が収まりきらない場合、サブバッグを使用してもよい。
□体育着は指定のものを着用する。
※季節に応じて、半袖・長袖等の使用を体育科教員から指示する。
※シャツ出しや袖・すそのまくり上げなど、だらしない着こなしはしない。
□持ち物には必ず記名し、自己管理を徹底すること。
□学習道具は原則として持ち帰る。ただし、教科の先生から許可された物についてはロッカーに置いて帰ってよい。
※下校時は、机の中を空にすること。
□ロッカーには鍵（南京錠）をかける。
□原則として、現金は学校に持ってこない。どうしても必要な場合（物品購入時や検定申し込みなど、現金の持参が必要な場合）は、必要最小限にすること。
□腕時計は付けてよい。通信機能が付いている時計（スマートウォッチ等）は禁止する。
□貴重品の管理には、各自充分気を付けること。
□学校生活に必要な無い物や不要な貴重品は、絶対に持ってこない。なお、このきまりは校外活動（校外学習や部活動における大会なども含む）においても適用される。
→**不要物を持ち込んだ場合には、指導の対象となります。**
【不要物の例】：菓子類、ゲーム類、漫画、化粧品、電子辞書、ポータブルオーディオプレーヤーなど
※持ち込んだ場合には、原則として一定期間担任が保管し、その後返却する。高価な物については、原則として保護者に取りに来ていただく。

<携帯電話等の持ち込み>

- 学校における教育活動に直接必要な物であることから、学校への生徒の携帯電話等の持ち込みについては、**原則禁止**とする（文科省通知「2文科初第670号」に基づく）。ただし、保護者から同意確認書の提出があった者のみ、学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込みを認める。
※学校の敷地内では、携帯電話・スマートフォンの電源を切り、ロッカーにしまって自己管理をする。
※学校の敷地内における携帯電話・スマートフォンの使用は、禁止する。
※学校の敷地内で、携帯電話・スマートフォンの使用が発覚した場合は、指導の対象となる。
※校外活動（校外学習や部活動における大会なども含む）についても、上記に準ずる。
→たとえ保護者から同意確認書の提出があり、携帯電話等の持ち込みが許可されていたとしても、
校内では「不要物」の扱いとなります。火急の事情がない限り、持ち込まないようにする。

<自動販売機の利用>

- 原則として水筒を持参し、自動販売機は使わない。
- 放課後に限り、自動販売機を利用してもよい。ただし、買ったものを校内に持ち込んではならない。また、歩きながら飲むことは禁止する。
- 部活動中は顧問の先生の指示に従う。
- 食品自動販売機は利用不可。

<頭髪・身なり>

- 男女ともに清潔で中学生らしい髪型・身なりにする。
- ※髪で眼が完全に隠れることがないようにする。
- ※肩まで伸びた長い髪は、黒、紺、茶色のゴムで結ぶ。ヘアピンは地味な色とし、飾り付き、華美なもの、髪飾りはしない。
- パーマ（ストレートパーマを含む）・染色・脱色・整髪料の使用など、頭髪に人工的に手を加えることは禁止する。
- 爪、眉に手を加えたり、化粧をしたりしない。
- ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪等のアクセサリーは身に着けない。
- 香水や制汗スプレー、制汗シートなどは禁止する。
- 守られない場合には、指導の対象となります。

<学校生活>

- 挨拶は社会生活の基本である。大きな声で自分から積極的に挨拶をすること。
- 原則として、用事のない他の教室・フロアへの出入りはしない。
- 忘れ物がないように心がけ、物（教科書・体育着など）の貸し借りはしない。
- 始業のチャイムが鳴る前に着席し、チャイムと同時に授業が開始できるようにする。
- 授業の始めと終わりには、挨拶を行い、礼をする。
- 休み時間は遊び時間ではない。教室移動、授業を受ける準備、トイレを優先する。
- 廊下は走らず、移動は静肅に行う。また、廊下で騒いだり遊んだりしない。
- エレベーターは利用しない。健康等の理由により特別に許可された場合に限り、利用を認める。
- 昼休みは、校庭・体育館で活動してもよい。ただし、教室移動、授業を受ける準備、トイレを優先し、予鈴が鳴ったら速やかに教室へ向かうこと。
- 清掃活動は、清掃監督の先生のところに行き、清掃開始の旨を伝えてから始め、終了時には全員で挨拶をする。

<部活動>

- 入学式翌日から一斉部会までの期間を部活動体験期間とする。期間中は平日のみ 17 時 00 分まで、全ての部活動に参加することができる。
- 入部は、一斉部会で顧問に入部届を提出し、受理されることで認められる。入部届は年度ごとに提出するものとする。
- 入部届の出でていない生徒は、部活動に参加することはできない。
- 入部した部活動を途中でやめる場合は、担任と顧問の許可をもらったのち、退部届を提出する。退部届を出さないまま退部することは認めない。
- 兼部は双方の顧問の許可を得てから行うこと。許可を得たのち、担任と新しく入部する部活動の顧間に兼部届を提出する。
- 運動部どうしの兼部はできない。また、十分に活動できない兼部は避けること。
- 休日に校内で活動する場合、登下校は原則制服を着用すること。